

京都府個別避難計画作成体制強化事業

令和5年度個別避難計画作成モデル事業成果発表会

令和6年3月12日（火）14:00～

京都府危機管理部災害対策課
京都府健康福祉部地域福祉推進課

- 日本列島のほぼ中央に位置する
- 人口 253万1,038人 (R6.2月)
- 面積 4,613.21km²
南北140km、東西25~45km
- 河川 一級河川：305
二級河川：89 } 計 394河川
(2,046km)

○近年の主な風水害

- ・平成24年8月13~14日 17~18日
京都府南部豪雨 (死者2名)
洪水 (中小河川決壊)
- ・平成25年9月15日~16日
台風第18号 (特別警報、死者0名)
洪水 (大河川氾濫)
- ・平成26年8月15~16日
8月豪雨 (死者2名)
洪水 (中小河川氾濫)
- ・平成30年7月4日~8日
7月豪雨 (特別警報、死者5名)
土砂災害等
- ・令和5年8月15日
台風第7号
土砂災害等



現状（R5.1.1）

- ▶ 府内避難行動要支援者数 168,370人
- ▶ 個別避難計画作成率 12.2%
- ▶ 市町村における個別避難計画作成率

	全部作成	一部作成	未作成	未作成市町村の着手予定
				R5 予定
京都府 (26市町村)	7.7% (2)	73.1% (19)	19.2% (5)	5

※未作成市町村のうち、1団体について、
10月1日時点で一部作成済

令和4年度モデル事業の取組と課題

- ▶ **取組：R3年に取り組んだ防災と福祉の連携をもとに、実際の計画作成方針・手法の決定について重点的に支援**
 - ・既存会議を活用した周知のほか、研修会の開催
 - ・市町村への研修・個別支援等（研修会講師としての参加、共催による研修開催等）
- ▶ **課題：市町村における計画作成に繋がる取組支援**
 - ・市町村主体の計画作成につながる取組（未着手自治体における取組）
 - ・福祉専門職、府民の理解促進（地域における関係者への周知促進）
 - ・難病患者の情報提供のための保健所の状況把握など各分野との連携強化

令和5年度の取組

- ・研修の実施や、市町村の計画作成の場での制度説明等、引き続き市町村支援を行う。
- ・難病等医療的ケアが必要な方の個別避難計画作成を促進するため、保健所圏域ごとに市町村との情報共有体制について検討を進める。

POINT 1 庁内における関係部局の協働（難病担当課との連携）

難病患者等の医療的ケアを要する方の個別避難計画作成を促進するため、令和4年度から難病担当課との協議を実施

取組内容

- ・ 難病患者等の計画作成を進めるため、京都府庁内の難病関係（難病、医療的ケア児、小児慢性特定疾病）担当課等と打合せを実施（5月15日）
- ・ 統括保健師連絡会議において、制度概要の説明を実施（7月21日）
- ・ 山城北保健所と管内市町等と意見交換会を実施（10月18日）
- ・ 丹後圏域医療的ケア部会（7月28日、11月24日、2月16日）、山城南保健所難病対策地域協議会（2月2日）、南丹保健所難病対策地域協議会（2月21日）において、医療、福祉関係団体のほか、当事者団体、市町村に対して制度概要説明、意見交換等を実施

POINT 2 府内市町村への個別支援

市町村の実情に応じた支援を実施するため、市町村担当者等を対象とした研修会等において制度説明を実施した。

市町村への研修・個別支援等

- ・ モデル事業実施自治体である精華町と今年度の取組等について打合せを実施（7月6日）
- ・ 精華町が実施する「防災と福祉の連携研修」に参画（9月21日）
- ・ 福知山市避難のあり方推進シンポジウムの共催（1月21日）
- ・ 市町村担当者、保健所担当者、本庁関係課、福祉関係団体等を対象とした情報共有会を実施（2月22日）

福祉関係団体への依頼

- ・ 令和5年度民間社会福祉施設長研修会において、制度説明と協力依頼を実施（12月5日）

当事者団体団体への周知

- ・ 医療的ケア児等を支援するNPO法人が開催するシンポジウムにおいて、制度説明を実施（6月25日）

課題

取組結果

①市町村主体の計画作成につながる取組

令和4年6月28日付けの個別避難計画作成の早期着手の通知を踏まえ、未作成市町村への個別支援を行うとともに、作成済み計画の見直しができていない市町村に対する支援が必要。

未作成市町村のうち、1団体が地域包括支援センターや担当ケアマネと協働して最初の1件を作成するに至った。また市町村職員等を対象とした研修会において制度概要説明をするなどの個別支援を行った。

②庁内協働体制の強化

難病患者等の医療的ケアが必要な方の情報提供体制の構築や保健所の状況把握及び保健所圏域の市町村を含めた体制構築を実施する必要がある。

難病等担当課や保健所等への制度説明、意見交換を合計10回実施。難病患者等医療的ケアが必要な方の個別避難計画の作成について、保健所・市町村がそれぞれ取組を進めたいと感じているものの、どのように働きかけたらよいか悩んでいる現状があったため、次年度以降は情報共有体制の構築について取組を進めていきたい。

③福祉専門職等への理解促進

より実行性ある計画とするため、福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉等の職種団体等、様々な関係者と連携して取り組む必要がある。

医療的ケア児等の支援団体が開催するシンポジウムや京都地方气象台での出前語らい等において、個別避難計画作成の周知及び協力依頼を改めて行うとともに、府が実施する研修会に福祉関係団体（ケアマネ会や介護福祉士会等）にも参画いただき、関係団体等への周知啓発に努めた。

今後の取組方針案について

- ・研修の実施や、市町村の計画作成の場での制度説明等、引き続き市町村支援を行う。
- ・難病等医療的ケアが必要な方の個別避難計画作成を促進するため、保健所と市町村が協議を行う機会を設定する等して円滑に連携体制が構築できるよう検討を進める。

○令和5年度当初の時点における状況

【課題】

- ・福祉部局や消防関係との協議・連携。
- ・優先順位の認識の統一はできているものの調査が未実施。
- ・自治会や自主防災会に対して明確な説明等。
- ・福祉専門職への個別避難計画の必要性の理解。

【取組の方針】

- ・福祉部局との協議・調整。
- ・災害リスクの高い地域に居住する医療依存度の高い方の抽出及び計画の策定。
- ・研修会の実施。
- ・アンケートによる災害時要支援者の計画の有無の調査。

【具体的な取組の内容】

- ・福祉部局との協議・調整
- ・関係各所との研修会の実施

○令和5年度末の時点における状況

- ・研修会の実施により関係各所との課題の認識を図ることができた。

○困難や工夫

- ・他の業務との兼任及び事業との調整により連携の成果が得られていない。
- ・課題の認識を図ることは研修会を実施することにより理解を得られる。

都道府県へのメッセージ

○都道府県の出来ることは少ないが、継続的な後押しを

- ①市町村の要望を丁寧に聞き取ること
- ②取組を共有する場の設定
- ③難病等担当課や保健所との連携・市町村と保健所の情報共有体制の構築

○市町村に連携を促すために、まずは庁内から

市町村の計画作成や防災と福祉の取組を推進するためには、都道府県も関係部局や保健所等との連携を可能な限り促進する事が必要。

区市町村へのメッセージ

○まずは、庁内体制の構築から

庁内外関係者との連携、避難支援者の確保、避難場所の確保、実効性のある計画の継続等、課題は多々あるが、府内の市町村で取組が進んでいるところは「**庁内協働**」ができており、関係課での情報共有がスムーズ。

○行政を中心とした協働の取組を

個別避難計画作成の大きな目的は「災害時に誰一人取り残さない」こと。計画を作成することが目的ではなく、平時から災害時まで活かすことのできる、地域や関係団体が参画した計画作成とする必要がある。

そのためには、**地域や専門職に頼った計画作成ではなく、行政を中心に関係団体とともに、計画作成を進める事が重要。**